

第 1 回 市立幼稚園における特別支援教育等に関する

検討委員会 次第

令和 3 年(2021 年)5 月 21 日

熊本市役所 駐輪場 8 階会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 開 会
- 5 委員長・副委員長選出

諮 問

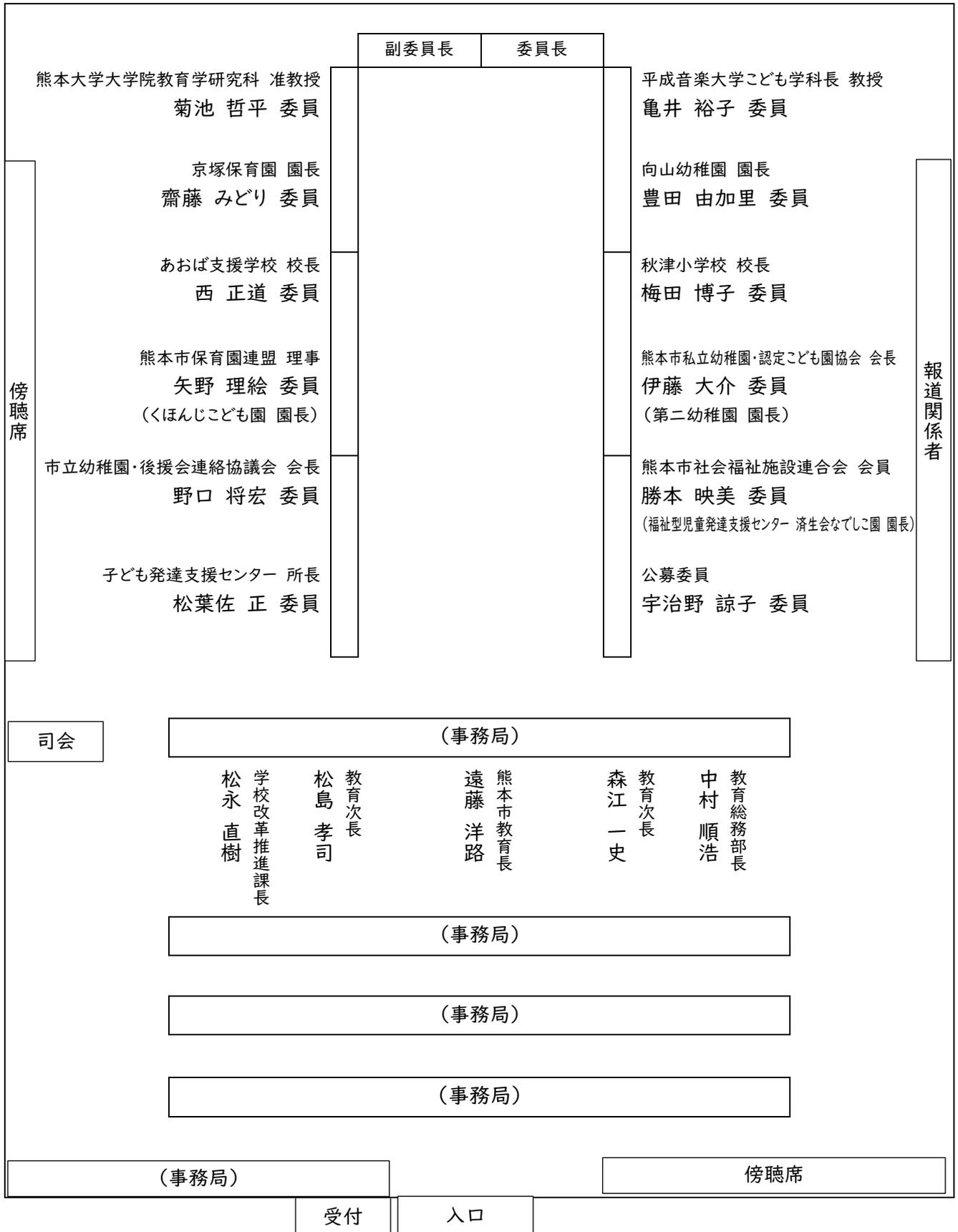
- 6 議 事
 - (1) 検討会議の趣旨・目的
 - (2) 本市の現状
 - (3) 本市の基本的考え方
 - (4) 検討の方向性
 - (5) 今後のスケジュール

7 諸 連 絡

8 閉 会

第1回 市立幼稚園における特別支援教育等に関する 検討委員会 座席表

日時:令和3年(2021年)5月21日(金)10:00~
場所:熊本市役所 駐輪場 8階会議室



市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会委員名簿

| NO | 区分 | 氏名 | 所属団体・役職等 |
|----|---------------|---------------------|--|
| 1 | 学識経験者 | カメイ ユウコ 亀井 裕子 | 平成音楽大学こども学科長 教授 |
| 2 | 学識経験者 | キクチ テツペイ 菊池 哲平 | 熊本大学大学院教育学研究科 准教授 |
| 3 | 市立幼稚園代表 | トヨダ ユカリ 豊田 由加里 | 向山幼稚園 園長 |
| 4 | 市立保育園代表 | サイトウ ミドリ 齊藤 みどり | 京塚保育園 園長 |
| 5 | 市立小学校代表 | ウメダ ヒロコ 梅田 博子 | 秋津小学校 校長 |
| 6 | 市立あおば支援学校長 | ニシ マサミチ 西 正道 | あおば支援学校 校長 |
| 7 | 関係団体代表 | イトウ ダイスケ 伊藤 大介 | 熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 会長 (第二幼稚園 園長) |
| 8 | 関係団体代表 | ヤノ リエ 矢野 理絵 | 熊本市保育園連盟 理事 (くほんじこども園 園長) |
| 9 | 福祉施設代表 | カツモト ヒデミ 勝本 映美 | 熊本市社会福祉施設連合会 会員 (福祉型児童発達支援センター 済生会なでしこ園 園長) |
| 10 | 市立幼稚園保護者代表 | ノグチ マサヒロ 野口 将宏 | 市立幼稚園・後援会連絡協議会 会長 |
| 11 | 公募委員 | ウジ ノ リョウコ 宇治野 諒子 | 市民(一般公募) |
| 12 | 教育委員会が適当と認める者 | マツバサ タダシ 松葉佐 正 | 子ども発達支援センター 所長 |

(敬称略)

【委員の任期】令和3年(2021年)5月21日~令和4年(2022年)3月31日

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会運営要綱

制定 令和3年3月24日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市立幼稚園における特別支援教育等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立幼稚園代表者
- (3) 市立保育園代表者
- (4) 市立小学校代表者
- (5) 市立あおば支援学校長
- (6) 関係団体代表者
- (7) 福祉施設代表者
- (8) 保護者代表者
- (9) 公募委員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学校改革推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。